

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護していくために法務大臣が委嘱した民間のボランティアの皆さんです。町では、人権擁護委員4人が人権に関する相談に応じていますが、1月1日付で次の方が委嘱されました。人権相談は、毎月1回開催されます。詳しくは、広報の“まちのそうだん”ページをご覧ください。

問合せ 総務課 人権推進担当 ☎ 212



再任の志治孝昭氏（上横田）

小川町住宅用エネルギーシステム設置費補助金

小川町では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーを無駄なく、効率的に利用できる「高効率エネルギーシステム」を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金の交付をします。

対象 次のいずれかに該当し、申請時に町税の滞納がない方

- ◆自ら居住する町内の住宅に、未使用の住宅用エネルギーシステムを設置する町民の方
 - ◆自らの居住に供するため、町内に未使用の住宅用エネルギーシステム付の住宅を新築または購入する方で、実績報告書を提出する際、小川町に住民票の登録がある方
- ※店舗等の併用住宅は、居住部分が総床面積の2分の1以上の場合に限ります。

この制度での「住宅用エネルギーシステム」は、ガス発電給湯器（通称「エコウィル」）、家庭用燃料電池（通称「エネファーム」）、太陽熱利用システム（強制循環式のみ）が対象となります。

補助額 5万円

※町内業者により購入または設置する方には2万円追加します。

工事完了期限 2月28日（水）

※必ず、住宅用エネルギーシステムを設置する工事の着工前（または住宅の新築・購入前）に申請してください。

※交付申請書に必要な書類を添付し、環境農林課（役場2階）に申請してください（郵送不可）。

※その他の条件等、詳細はお問合せください。 問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎ 166

合理的配慮という言葉をご存知ですか？

合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することです。障害者差別解消法（障害を理由とした差別をなくすことを目的とした法律）では、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるために、すべての人が合理的配慮の提供をするよう努力することが求められます。

合理的配慮提供の具体例

- 視覚に困難がある方に、各種文書等を読み上げ、文書の内容を伝えた。
- 聴覚に困難がある方に、驚かせないよう、正面からゆっくりと近づき、身振り手振りで話しかけた。
- 車いすを利用されている方のために、段差解消用の携帯スロープを準備した。
- 知的障害をお持ちの方へ口頭での説明を行ったところ、伝わらなかったため、コミュニケーションボードや絵を用いて内容を伝えた。
- 精神障害をお持ちの方が異性とのコミュニケーションに負担を感じているため、同性のスタッフや職員が対応することにした。

障害のある人に対する差別の解消には、お互いの立場を理解し合い、協力し、差別をなくす取組をすすめることが大切です。その他合理的配慮提供事例については内閣府HPをご参照ください。障害を理由とする差別に関する相談は、健康福祉課（役場1階）へ。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151、152、155

高額医療・高額介護合算療養費制度

1か月の医療費や介護サービス費の自己負担額が、月単位の限度額を超えた場合、医療保険からは高額療養費が、介護保険からは高額介護（介護予防）サービス費が支給され、皆さんの負担の軽減を図っています。

さらに、医療保険と介護保険両方の制度を利用している世帯の負担を軽減するために「高額医療・高額介護合算療養費制度」があります。

1年間（8月1日～翌年の7月31日）の自己負担額について、対象となる場合には申請いただき、認められると限度額を超えた部分が支給されます。ただし、金額が500円以下の場合は支給されません。

1年間の医療費の自己負担額 - 1年間に支給を受けた高額療養費 = A
 1年間の介護サービス費の自己負担額 - 1年間に支給を受けた高額介護サービス費 = B
 ※基準日（毎年7月31日）において同一の医療保険の世帯員は合算します。
A+Bの金額が下表の自己負担限度額を超えた場合は対象となります。

自己負担限度額					
		国民健康保険・会社の健康保険など+介護保険 70歳～74歳の方	国民健康保険・会社の健康保険など+介護保険 70歳未満の方		
			基準総所得額901万円超	212万円	
現役並み所得者・上位所得者		67万円	67万円	基準総所得額600万円超～901万円以下	141万円
				基準総所得額210万円超～600万円以下	67万円
一般		56万円	56万円	基準総所得額210万円以下	60万円
				町県民税非課税世帯	34万円
町県民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円	31万円	町県民税非課税世帯	34万円
	低所得Ⅰ	19万円	19万円		

※同一世帯に70歳未満と70歳以上の方がいる場合などは、それぞれの限度額を適用します。また、基準日（毎年7月31日）に加入していた医療保険が適用となります。

支給申請の手続き

◆今回、平成29年7月31日に小川町の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していて、該当すると思われる方には、平成28年度の申請書を送付しています。

ただし、1年間に加入している医療保険に変更がない方が対象です。また、前回送付分の申請書（対象年度が平成27年度）を未申請の方は、早めに申請してください。

◆社会保険に加入している方は、勤務先や加入している健康保険組合等にお問合せください。

問合せ 町民課 保険グループ ☎ 148・149

長生き支援課（パトリアおがわ）介護保険担当 ☎ 74-2323